

第 247 回広島県都市計画審議会議事録

- 1 日 時 令和 3 年 2 月 9 日 (火) 10 : 00 ~ 11 : 11
- 2 場 所 広島県庁北館 2 階 第 1 会議室 (広島市中区基町 10 番 52 号)
(Web 会議併用)
- 3 出席委員 別紙のとおり
- 4 議 題 等 都市計画決定案件 3 件
- 5 担当部署 広島県 土木建築局 都市計画課 施設計画グループ
(082) 513-4117 (ダイヤルイン)
- 6 議 事 録

目 次

1 開会	1
2 議事	2
(1) 第 1 号議案 広島圏域都市計画マスタープランの策定 (都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針の変更)について	
(2) 第 2 号議案 備後圏域都市計画マスタープランの策定 (都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針の変更)について	
(3) 第 3 号議案 備北圏域都市計画マスタープランの策定 (都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針の変更)について	
3 閉会	21

1 開会

開会 10:00

○**司会** 定刻となりましたので、ただ今から第 247 回広島県都市計画審議会を開催します。

委員の皆様には、御多用のところ御出席いただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス等感染防止対策として、ウェブ会議の併用、会場の換気、消毒等の措置を講じ開催します。

委員の皆様には、御理解と御協力のほどよろしく申し上げます。

それでは、本日の会議資料について、御確認をお願いします。

まず、「議案差替え資料」について、事前に議案集として資料1から資料3をお送りしていますが、こちらの内容に修正がございますので、差替えをお願いします。

修正内容は後ほど御説明します。

その他、本日お手元にお配りしているのは、次第、委員名簿、配席表、資料4「都市計画区域マスタープラン策定経緯」、資料5「前回(第246回都市計画審議会)以降の修正事項」、資料6「都市計画区域マスタープランの策定について(諮問)」の「スライド資料」、資料7「都市計画区域マスタープランに対するご意見とその対応」をお配りしています。

資料について、不足はございませんでしょうか。

(発言なし)

○**司会** よろしいでしょうか。

(発言なし)

○**司会** 次に、前回の審議会以降に委員の御異動がございましたので、御紹介します。

恐れ入りますが、お手元の委員名簿をご覧ください。

審議会条例第2条第1項第5号「市町議会議長の代表」からの委員ですが、令和2年12月10日付で、益田芳子府中町議会議長に御就任いただいています。

○**益田委員** 皆様、おはようございます。ただ今御紹介いただきました府中町議会議長の益田芳子です。よろしく申し上げます。

○**司会** 名簿のお名前の右側に「オンライン出席」と記した9名の委員の皆様は、本日はウェブ会議システムを通じ御出席いただいています。

回線状況等により音声聞き取りにくい場合などには、進行を調整させていただく場合がございます。

その他、マイクの消毒等により通常の進行よりもお待たせすることもあるかと思いますが、

何卒御理解をいただきますようお願い申し上げます。

本日の会議時間は約1時間 30分を予定しています。

それでは、これからの議事は、審議会運営規程第5条により、会長が「会議の議長」となっていますことから、藤原会長、よろしくお願い致します。

○**藤原会長** 皆様、よろしくお願い致します。

本日の出席委員は、この会場に11名、オンライン出席9名の、合わせて20名です。23名中20名ということで、2分の1以上の出席になっていますので、審議会条例第5条により、この会は有効に成立しますことから、これより、第247回広島県都市計画審議会を開会します。

まず、議事録署名委員を指名します。今回は、渡邊委員と城戸委員にお願いします。

それでは、議事次第に沿って進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

2 議事

(1) 第1号議案 広島圏域都市計画マスタープランの策定

(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更)について

(2) 第2号議案 備後圏域都市計画マスタープランの策定

(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更)について

(3) 第3号議案 備北圏域都市計画マスタープランの策定

(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更)について

○**藤原会長** 本日の付議案件は3議案ですが、全て「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更についての議案です。

県内を3圏域に区分し、1圏域ごとに1議案となっていますので、計3議案ですが、基本的な位置付けや考え方等については全て共通していますので、一括して審議したいと思致します。

それでは、事務局から御説明をお願いします。

○**事務局** 広島県土木建築局都市計画課長の栢と申します。よろしくお願い致します。

それでは、第1号議案「広島圏域都市計画マスタープラン」、第2号議案「備後圏域都市計画マスタープラン」、第3号議案「備北圏域都市計画マスタープラン」の策定について、御説明します。

本日お諮りする3議案はいずれも、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランの都市計画決定を行うものです。

一括して御説明しますので、その後に御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

お手元の資料1から資料7及び前方のスクリーンを併せてご覧ください。

説明時間は、約 30 分程度を予定しています。

初めに、これまでの経緯について御説明します。

資料4の「都市計画区域マスタープラン策定経緯」をご覧ください。

昨年1月から、県庁内の関係部局で構成する「都市計画推進協議会」において、庁内の意見をまとめ、県の上位計画や関連計画との整合を図ってきました。

また、昨年2月から8月にかけて、県内を広島、備後、備北の3ブロックに分けた圏域単位の「圏域内都市計画調整会議」を計4回開催し、素案の作成段階から関係市町と意見調整を図ってきました。

その結果を素案としてまとめ、概要を昨年9月の当審議会に御報告したところです。

この素案をもとに、9月から10月にかけてパブリックコメントを実施したところ、県民の皆様から4名8件の御意見をいただき、その対応を含め、前回11月の当審議会において経過を御報告しました。

また、国土交通省と事前協議を行い、その協議が整ったことから、この度都市計画の案としてまとめたところです。

この案については、先月1月19日から2月2日まで縦覧に付した上で、本日当審議会に付議するものです。

今後は、本日当審議会での御審議を経た後に、大臣同意に向け国へ本協議を行い、最終的には年度末の3月の決定告示をもって策定する予定です。

それでは、前回11月の報告以降に行った内容の修正事項等について、資料5により御説明します。

都市計画区域マスタープラン、5章2節の「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」の整備目標に記載している整備箇所について、都市計画区域マスタープランと同時期の令和3年3月に策定予定の、広島県の社会資本分野の総合計画である『社会資本未来プラン(素案)』に記載の主な整備箇所と整合を図りました。

具体的な修正箇所としては、広島圏域では都市施設の道路、河川で3カ所を追加し、その他に表記を修正しています。

備後圏域では、道路、港湾で4カ所を追加しています。

また、備北圏域では、道路、河川で2カ所を追加しています。

以上が前回 11 月の報告以降の修正事項です。

これらの修正事項を加え作成した都市計画の案について、本日改めて、全体の概要を御説明します。

全体概要は、これまでも御説明していますが、新しく委員となられた方もおられ、また、本日は諮問でもございますので、改めて全体を、同様の資料で、要点を絞りながら御説明します。

それでは、スクリーン又はお手元の資料6をご覧ください。

初めに、都市計画区域マスタープランの制度について御説明します。

都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2により県が策定するもので、3つの事項、「都市計画の目標」、「区域区分の決定の有無及びその方針」、「主要な都市計画の決定の方針」を定めることとされています。

目次構成は、現行の都市計画区域マスタープランの構成を基本に、新たに必要な事項を追加しています。

第1章及び第2章の内容は3圏域共通です。

追加項目は、第5章の「都市計画の決定の方針」において、「安全・安心」や「住民主体のまちづくり」に関することです。後ほど改めて御説明します。

資料6の4ページをご覧ください。

第1章では、「基本的事項」を定めています。

まず、第1節では「都市計画区域マスタープランの役割・位置付け」を示しています。

都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2の規定に基づき策定するもので、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向け、道筋を明らかにするものです。

位置付けとして、県の総合計画を上位計画として、『広島県都市計画制度運用方針』の考え方を受けて策定するものです。

第2節では「都市づくりの基本圏域」を示しています。

新たな都市計画区域マスタープランの策定に当たり、広域的な視点を確保する必要性などから、複数の都市計画区域で一体の都市計画区域マスタープランを策定することとし、3圏域で設定しました。

第4節では「指定の対象範囲」を示しています。

第1号議案の「広島圏域都市計画マスタープラン」は、8市7町から構成される広島圏域が対象範囲です。この圏域では12の都市計画区域を指定しています。

圏域全体及び都市計画区域の面積や人口は、ご覧のとおりです。

第2号議案の「備後圏域都市計画マスタープラン」は、4市2町から構成される備後圏域が対象範囲です。この圏域では、6の都市計画区域を指定しています。

第3号議案の「備北圏域都市計画マスタープラン」は、2市から構成される備北圏域が対象範囲です。この圏域では、4の都市計画区域を指定しています。

第5節では「目標年次」を示しています。

基準年次は最新の国勢調査が行われた平成27年(2015年)とし、目標年次は策定から概ね10年後の令和12年(2030年)としています。

資料6の11ページをご覧ください。

第2章では、昨年度策定した『広島県都市計画制度運用方針』に定めた「課題と潮流」や、「都市の目指すべき将来像」について記載しています。

第1節では「広島県の都市を取り巻く課題と潮流」を示しています。

『広島県都市計画制度運用方針』では、11の項目で課題と潮流を整理しました。

この度、広島県の新たな総合計画である『安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン』において、デジタル技術の進展や新型コロナ危機の対応などを踏まえて求められる新しい社会を考慮し、「デジタル技術の進展」に関する記載を充実するとともに、「新しい生活様式」への対応を追加し、検討を深めています。

これらの課題と潮流を踏まえ、広島県における都市の目指すべき将来像を、5つの将来像として定めています。

続いて、第3章では「都市計画の目標」を示しています。

資料6の14ページをご覧ください。

ここでは、第2章で示した広島県全体の目指すべき将来像を踏まえ、圏域ごとの都市計画の目標を設定しています。

都市計画の目標は、(1)の「コンパクト^{プラス}ネットワーク型の都市」を始め、5つの将来像のテーマごとに設定しています。

広島圏域では、人口減少や高齢化が進展する中、持続的な圏域を形成していくために、広島市へ高次都市機能の一層の集積を図るとともに、周辺市町とのネットワークの形成によ

り、都市機能の相互補完を促進する目標としています。

備後圏域や備北圏域も同様に、人口減少下でも持続可能な地域であり続けるための目標設定を行っています。

続いて、(2)の「活力を生み出す都市」の実現に向けた目標についてです。

広島圏域では、広島市を中心に、クリエイティブな人材や産業を惹きつけ、イノベーションを通じた、活力を生み出す都市づくりに取り組むことを目標としています。

備後圏域や備北圏域においても、各圏域の強みを生かした活力の創出について目標設定を行っています。

続いて、(3)の「魅力あふれる都市」の実現に向けた目標についてです。

広島圏域では、世界文化遺産である原爆ドームや厳島神社などを中心とした国際観光交流都市づくりを推進することなどにより、圏域全体の魅力向上を推進することなどを目標としています。

備後圏域や備北圏域でも同様に、地域資源を生かした地域の魅力向上についての目標設定を行っています。

続いて、(4)の「安全・安心に暮らせる都市」の実現に向けた目標についてです。

激甚化する自然災害や懸念される南海トラフ地震などの広域災害の発生に対し、総合的な防災・減災対策によって、安全・安心に暮らせる都市づくりを進めることを目標としています。

また、土砂災害の危険性が高い区域に多くの住民が居住している現状があることから、災害リスクの高い区域の都市的土地利用の制限を行い、災害リスクの低い区域への居住の誘導に取り組む目標としています。

続いて、(5)の「住民主体のまちづくりが進む都市」の実現に向けた目標についてです。

まちづくりを担う人材の育成と活躍できる環境の整備に努めつつ、地域の資産を生かした、きめ細やかで柔軟なサービスが提供可能なまちづくりを目標としています。

第4節では、各圏域の将来像や都市計画の目標に向け、将来のあるべき都市構造として、拠点の配置や連携を示しています。

広島圏域の将来都市構造図では、広島市の中心部を「中枢拠点」とし、高次都市機能の集積・強化し、中四国全体の発展の中心となる起点を配置しています。

呉市、大竹市、東広島市、廿日市市の中心部をそれぞれ「広域拠点」とし、中枢拠点の高次都市機能を分担する拠点を配置しています。

これらの「中枢拠点」や「広域拠点」が有する高次都市機能を大小の連携軸で結び、圏域

全体を発展させていくものとして描いています。

同様に、備後圏域では、福山市の中心部を「中核拠点」と位置付け、高次都市機能の集積・強化を図ることとしています。

備北圏域では、三次市の中心部を「広域拠点」として、一部の高次都市機能の集積を図ることとしています。

続いて、第4章では「区域区分の有無及びその方針」を示しています。

資料6の 23 ページをご覧ください。

「区域区分」とは、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分することです。

市街化区域では計画的に良好な市街地の形成を図ることとする一方で、市街化調整区域では市街化を抑制することとしています。

区域区分の判断基準に沿って判断した結果、広島圏域では、12 の都市計画区域のうち、4市4町からなる広島圏都市計画区域と、東広島都市計画区域の2の都市計画区域を「区域区分有り」として、いわゆる「線引き都市計画区域」を継続することとしました。

その他の 10 の都市計画区域についても、これまでどおり「区域区分無し」の「非線引き都市計画区域」としています。

同様に、備後圏域、備北圏域の区域区分の判断結果も、現行どおりの設定を堅持することとしています。

第3節では、区域区分を「有り」とした広島圏都市計画区域、東広島都市計画区域、備後圏都市計画区域について、人口や産業の将来見通しとそれに基づく将来の市街化区域の規模を示しています。

広島圏都市計画区域を例にすると、「人口フレーム」「産業フレーム」という項目で、目標年次における人口推計値や工業出荷額、卸小売販売額を示し、これらに必要となる令和12年(2030年)における市街化区域の面積を計画枠として、2万5,270ヘクタールを設定しています。

続いて、第5章では「主要な都市計画の決定の方針」を示しています。

資料6の 30 ページをご覧ください。

第5章では、第3章で定めた都市計画の目標に対し、必要となる主要な都市計画の決定の方針を示しています。

第1節では「土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」として、主要用途の配置の方針などを示しています。

具体的には、『立地適正化計画』の作成を促進することや、50戸連たんなどの開発許可

の見直しや廃止を行う方針を示しています。

第2節は「都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」を示しています。

道路や鉄道を始めとした交通施設、下水道、河川、砂防、情報通信インフラなどの都市施設の整備方針と整備目標について記載しています。

交通施設の整備方針としては、aの「コンパクト^{プラス} + ネットワーク型の都市(集約型都市構造)を支える交通ネットワークの形成」を進めることなどを示しています。

道路の整備方針は、井桁状高速道路ネットワークを最大限に活用した広域道路ネットワークの形成などに取り組む方針としています。

鉄道施設の整備方針は、JR線の輸送改善や路線バスなどとの乗換えの利便性の向上など、公共交通機関の機能強化と、それぞれの利用促進を図る方針としています。

その他、港湾施設、空港施設、下水道、河川施設、砂防設備などの整備方針を示しています。

続いて、これらの都市施設について、概ね 10 年以内に整備する主要な事業箇所を示しています。

広島圏域については、右の表に道路、鉄道、港湾の主な事業、左の図にその位置を示しています。

同様に、備後圏域、備北圏域についても、各圏域の交通施設、下水道、河川、砂防設備などの事業箇所を示しています。

続いて、第3節では「市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」を示しています。

広島圏域では、「都市再生緊急整備地域」に指定されている広島都心地域において、「都市再生特別地区」などを活用し、土地の高度利用を図る方針としています。

その他にも、土地区画整理事業などを実施する方針としています。

同様に、備後圏域では、福山駅南地域などを示しています。

備北圏域では、庄原駅周辺地区を示しています。

続いて、資料6の 44 ページ、第4節の「安全・安心な暮らしに関する都市計画の決定の方針」として、激甚化する自然災害の状況を踏まえ、方針を定めています。

具体的には、『立地適正化計画』における居住誘導区域には原則として土砂災害特別警戒区域などの災害リスクの高い区域を含まないことや、記載事項として「防災指針」を追加し、

防災対策・安全確保対策を定めることを示しています。

また、市街化区域内の災害リスクの高い区域については、市町と連携の上、居住者などの合意形成を図りながら、段階的な市街化調整区域への編入を推進することを方針としています。

第5節では「自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」を示しています。

広島圏域では、広島市でサッカースタジアムの建設を含む中央公園の整備を進めることなどを方針として示しています。

同様に、備後圏域では、せら県民公園や福山城公園などの都市基幹公園などの整備を推進する方針としています。

備北圏域では、比婆道後帝釈国定公園などの圏域が有する優れた自然環境の保全に努めていく方針としています。

第6節では「歴史・景観に配慮した都市計画の決定の方針」を示しています。

具体的には、伝統的建造物群保存地区などの都市計画決定や、歴史的風致維持向上計画の策定を推進する方針としている他、景観計画の策定を促進するとともに、景観地区の都市計画決定や景観条例の制定などに努める方針としています。

第7節では「住民主体のまちづくりに関する方針」を示しています。

具体的には、まちづくりの活動の担い手となる人材の育成支援を行うとともに、まちづくり活動に活用可能な都市計画に関する情報提供、都市計画基礎調査データの活用・提供といった環境の整備を推進していく方針としています。

資料6の 54 ページをご覧ください。

第6章では「各都市計画区域における課題と方針」として、第5章までに明らかにした圏域全体の主要な都市計画の決定の方針について、広島県内に指定している 22 の都市計画区域ごとに、主な都市計画の方針を示しています。

例えば広島圏域では、12 の都市計画区域を指定していますので、12 の区域ごとに、それぞれに必要な方針を示しています。

以上、都市計画区域マスタープラン案の全体概要について御説明いたしました。

続いて、この案を縦覧に供し、県民の皆様からいただいた御意見と対応について御説明します。

資料7の2ページをご覧ください。

都市計画法第 17 条の縦覧に供しましたところ、1名の方から4件の御意見をいただきました。

1点目は圏域設定に関する御意見で、

『竹原市はなぜ広島圏域なのか。通勤・通学，入院実績や連携中枢都市圏の図をみると東広島，竹原や島しょ部で一定の圏域をつくっているが，広島圏域になぜ入れているのか。人口規模でも備北以上の人口を持っているので，広島中央圏域をつくるべきではないか。』という御意見でございました。

これに対する県の考え方は、

『圏域の設定に当たっては，日常生活上の結びつきの他，上位計画との整合性も加味しており，都市計画区域マスタープランの上位計画である『広島県土地利用基本計画』において，竹原市は広島地域に分類されていることから，広島圏域としたもの。』としています。

2点目の御意見ですが、

『「災害リスクの高い地域は居住誘導区域及び都市機能誘導区域に含めない」とあるが，都市機能誘導区域は居住誘導区域内に原則指定するものであるので，「居住誘導区域に含めない」にするべきではないか。』という御意見でございました。

これに対する県の考え方は、

『御意見のとおり，都市機能誘導区域は基本的に居住誘導区域内に指定するので，「居住誘導区域に含めない」とすれば足りるものだが，御意見の箇所では災害リスクの低い区域へ「居住」や「都市機能」の誘導を図っていくという土地利用の方針を，より明確に示す意図から並列して記載している。』としています。

3点目の御意見ですが、

『「コンパクト^{プラス}ネットワーク」を「+」の記号で書いていると，読み方が「プラス」なのか「たす」なのか分からない。言葉で書くべきではないか。』という御意見でございました。

これに対する県の考え方は、

『令和元年 12 月に策定した『広島県都市計画制度運用方針』において，記号の「+」という文字を用いてきたことから，都市計画区域マスタープランにおいてもその表記を踏襲して，記号「+」を用いて「プラス」と読んでいる。誤解を生じないように，用語集において「プラス」読むことの説明を加える』こととしました。

4点目の御意見ですが、

『・ウォーカブルについて

ウォーカブルの意味を用語集に入れたほうがいいのではないか。また、今後のまちづくりの重要な考え方となるウォーカブルに関する取組をもっと記載するべきでは。』という御意見でございました。

これに対する県の考え方は、

『国土交通省では、ウォーカブルシティを「居心地が良く歩きたくなるまちなか」と表現しているので、その旨、用語解説にも追記する』こととしました。

用語解説は、本日、「議案差替え資料」としてお配りしています。

また、『ウォーカブルに関する取組の記載を充実させるべき』との御意見に対しては、「市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」において、「まちなかを車中心から人中心の空間へと転換し、居心地が良く歩きたくなるまちなかを創出する」などの方針を示していますので、ウォーカブルについても記載しているものと考えています。

続いて、資料7の3ページをご覧ください。

都市計画法第 18 条の市町への意見聴取において、福山市から1件の御意見がありました。

御意見の内容は、

『「備後圏域都市計画マスタープラン」の鉄道の整備方針について、福山駅北口広場の再整備に関する「民間が主体となった」の部分の削除を求める』というものです。

その理由として、

『本市(福山市)とJR西日本は、2019年に協定を締結する中で、福山駅北口広場にJR西日本が、ホテル等を含む施設を建設する方向で調整を続けていた。

こうした中、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、昨年10月に確認書を取り交わす中で、JR西日本がホテルを除いたより良い計画を3月末までに市に提出することとなった。

現時点でこの計画は、提出がされておらず、事業主体も含めて先行きが不透明な状況にあることから、修正を求めるもの。』とのこととございました。

これに対する県の対応方針ですが、御意見のとおり修正することとしています。

その他、資料7では、前回の当審議会においていただいた御意見とその対応についても参考にまとめていますので、御確認いただければと思います。

以上で第1号から第3号議案までの説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○**藤原会長** それでは、議案の審議を行います。

審議の方法ですが、まず、この会場の皆様から御意見を伺い、次にオンラインで御出席の皆様から御意見を伺います。

それでは、この会場の皆様、何か御質問や御意見等ございましたら挙手をお願いします。

渡邊委員、お願いします。

○**渡邊委員** 2点あります。

1点目は感想です。都市計画法の第6条の2の都市計画区域マスタープランのルールに従うと、広島県では22の都市計画区域ごとに都市計画区域マスタープランを作るというのが本来の姿ですが、広島県では広域的な観点から、広島圏域、備後圏域そして備北圏域という3圏域にまとめ、なおかつ各都市計画区域の固有のものについては個別に計画を示すという、非常に丁寧で分かりやすいマスタープランにまとまっているというのが、私の感想です。非常に良いものができると思っています。

2点目は質問で、複数の行政区域を跨ぐ都市計画区域における、各市町の人口及び産業フレームを示す必要性についてです。資料1(広島圏域)の9ページの中段の表に、「広島圏都市計画区域」と記載されていますが、これは、広島市を中心とした周辺市町で構成される、いわゆる複数の行政区域からなる都市計画区域です。

一方、その下に「東広島都市計画区域」があり、これは東広島市の一部、つまり東広島市のみで構成される都市計画区域です。

これらの都市計画区域においては、区域区分、いわゆる市街化区域と市街化調整区域の区分に当たっては、人口フレーム、産業フレームを設定します。

資料1の35ページ、第3節の「区域区分の方針」に、広島市を中心とする複数の行政区域からなる広島圏都市計画区域の人口フレームと産業フレーム、市街化区域の面積が示され、その次の36ページには、東広島都市計画区域の人口フレームと産業フレームが示されています。

東広島都市計画区域は東広島市のみで構成される都市計画区域のため、東広島市はこの人口フレームと産業フレームに基づき、市の都市計画や土地利用を考え、また県の定める都市計画に対する案の申し出を行う際の、非常に基本的なデータとなります。

一方、35ページには、広島市を中心とした周辺市町を含めた人口フレーム、産業フレームが示されていますが、この中で広島市のフレームは明示されていません。

そうすると、例えば広島市や坂町において、市町の都市計画や県が定める都市計画に対する案の申し出を行う際に、「どのくらいのフレームで考えるのか」が分からないのではない

か、というのが私の質問事項です。

先ほど申したように、複数の行政区域に跨る都市計画区域での、各市町の人口及び産業フレームを示すことが必要ではないか、できれば法定計画である都市計画区域マスタープランの中に、各市町の人口フレーム、つまり、広島圏都市計画区域の令和12年の人口フレームは市街化区域内で152万人となっておりますが、この中で、広島市がいくら、坂町がいくら、というように、個別のフレームを示すことで、各市町が定める都市計画の基幹となすデータを示すべきではないかと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○**藤原会長** 事務局、お願いします。

○**事務局** 1点目、感想としていただいたと思いますが、3圏域にまとめたことについて、今回初めてこのような形での取りまとめをいたしました。

前回の都市計画区域マスタープラン策定から10年が経過し、その間、市町村合併などが行われ、1つの自治体の中に複数の都市計画区域が存在するという実態が出てきました。

我々県としては、広域的な観点において都市計画行政を進めていくため、『広島県土地利用基本計画』にも示された3圏域に基づいて取りまとめを行ったものです。

取りまとめの方法については、国土交通省からも御了解をいただいているところです。

引き続きそのような観点から、都市計画行政について進めていきたいと考えています。ありがとうございます。

続いて、2点目の、市町ごとのフレームの提示に対するご質問についてです。

基本的な考え方として、都市計画区域の設定については、市町の行政区域にとらわれず、土地利用の状況及びその見通し、地形などの自然的条件、そして通勤・通学などの日常生活圏、また、主要な交通施設の設置の状況、社会的・経済的な区域の一体性などから総合的に判断し、現在及び将来の都市活動に必要な土地や施設が相当程度その中で充足できる範囲を、実質上一体の都市として整備、開発及び保全する必要のある区域として指定しています。

このため、市町ごとのフレームについては記載しておりません。

また、そのような中で、広島県が定めた都市計画区域マスタープランに即し、各市町において市町都市計画マスタープランを策定し、それに基づく都市計画を推進されています。

その際、市町都市計画マスタープランにおいて、各市町単位の人口や産業の見通しに立った計画が定められるものとなっています。

このため、県が定める都市計画区域マスタープランでは、複数の市町に跨る都市計画区

域においても、広域的な立場から区域単位の人口や産業の見通しを示し、各市町から提案を受けた内容について、広域的な観点から調整することになっています。

そのようなことから、市町ごとのフレームについては示していませんが、これらを踏まえて今後の都市計画を進めていきたいと考えています。

○**藤原会長** 渡邊委員，よろしいでしょうか。

○**渡邊委員** 各市町で人口フレーム，産業フレームを考えて良い，というように聞こえたのですが，それらを足し合わせると，おそらく県が定める都市計画区域マスタープランの人口フレームや産業フレームとは合わないという結果になると思いますが，それについては，地方分権の観点からやむなし，ということなのでしょうか。

○**事務局** 各市町が定める都市計画マスタープラン，あるいはその上位計画の市町総合計画の策定では，人口フレームといいますか，将来人口推計を市町ごとに行います。

その際には，各市町が取り組む人口増加，あるいは人口維持に対する取組なども反映したもので数字を設定することから，一般的には，それらを全て足し合わせると，広島県がこの度設定したフレームを超えると思います。

広島県の数字は，社人研(国立社会保障・人口問題研究所)の人口推計などをベースに，エビデンスに基づき設定していますが，一体の都市としてどのように調整していくかについては，市町に提出いただいた数字をもとに，市町ごとに広島県で調整していきたいと考えておりまして，そういった意味では，各市町からそれぞれ独自に推計されたものをもって調整・協議していくということになります。

○**渡邊委員** ありがとうございます。大丈夫です。

○**藤原会長** 他に委員から御質問，御意見いかがでしょうか。

(質問・意見なし)

○**藤原会長** よろしいですか。

(質問・意見なし)

○**藤原会長** 次は，オンラインで参加の皆様，何か御意見等ございましたら，挙手をお願いします。

太田委員，お願いします。

○**太田委員(オンライン出席)** 資料1の7ページの図「(参考)連携中枢都市圏構想」の表に，「広島広域都市圏(11市13町)」「備後圏域連携中枢都市圏(6市2町)」「広島中央地域連携中枢都市圏(4市4町)」と示されています。

先ほどの渡邊委員の御意見の趣旨は，例えば，市町村名が表の左に並び，その右にそ

それぞれのフレームが示され、広島市はそのフレームのどれとどれとにカバーされる、というように、フレームとそれぞれの具体的な市町村名の関連を示すことにより、トップダウンではなく、ボトムアップ的に、まさに住民主体かつ自治体の主導機能が益々必要となる中で、形で示しておくというのが、それぞれの市町村の意思を大切にしながら、フレームワークの中で協働して行うことを示すことになるのではないかと思います…渡邊委員、そういう御趣旨でしょうか。

○**渡邊委員** 太田委員のおっしゃるとおりで、本来は複数の行政区域からなる広域的な都市計画区域については、市町ごとに人口フレームと産業フレームの内訳を示すほうが望ましいのですが、先ほど事務局からの御説明は、広島県は都市計画区域の人口フレームは基本的に社人研のものを使っており、一方、市町は政策変数が入った人口を使うことが多く、意味が少し異なる、という御説明でしたので、私は「分かりました」というように納得させていただいたところです。

○**太田委員(オンライン出席)** 了解しました。

行政の都市計画マスタープランに基づき公正に仕事を進めるとなると、基準に即して公正に行うということになってしまうので…あえて「しまうので」という言い方をしますが、まさに「VUCA(ブーカ)時代」と呼ばれ、何が起きてもおかしくないような、不透明な、かつ、スピーディーに対応していかないといけない時代になっている。当然ですが、マスタープランというのは、先を見越したフレームワークを提示しないといけない、またいつも目標年次というのがあり、資料1の9ページですが、2015年の国勢調査に基づいて2030年のものをつくるということで、この時間枠の中で起こることの多様性、かつ、それに対して今まで起こらなかったようなことも起きているという、その中で対応していかないといけないというときに、広島県も今の数字にとらわれるのではなく、機能や関連を上手に示せるよう、分かりやすく機能的なマスタープランができ上がっているところですが、質問です。

資料1の9ページに、2015年、2030年とあるのですが、例えば核兵器禁止条約、環境関係の条約など、そのルールができ、採択されたあと、毎年「締約国会議」を開いて、その時々状況に応じ、必ず見直しを入れるというやり方があります。

この都市計画区域マスタープランを修正していくという趣旨ではなく、条約の見直しの仕組みと同じように、「フレキシブルに取り組むようにしています」といった何か一文を、この目標年次の下に入れていただければ、先ほど渡邊委員がおっしゃられたことも含めて、不透明な状況のもとスピーディーな対応が求められる中で、このマスタープランをより実効的に活用できると思います。年次的な、時間的なことに関して何かできないでしょうか、というのが私の

意見及び質問です。

○**藤原会長** 事務局, お願いします。

○**事務局** いろいろと御指導, 御提案いただきましてありがとうございます。

この都市計画区域マスタープランについては, 概ね 10 年を目標年次ということで, どの都市計画区域マスタープランも策定が進められているところです。

我々もそれを踏襲し, 目標年次を概ね 10 年で設定していますが, 今, 委員からも御意見がありましたように, 今回の都市計画区域マスタープランは, 人口減少を端的に表現した初めての計画でございます。

今後この人口減少がどのように進んでいくのか, 急激に進んでいくのか, 緩やかになっていくのかということもございます。

また, 大きな時代のインパクトとしては, 新型コロナウイルスによる新しい生活様式, それから今回の新型コロナウイルスをきっかけとしたデジタル導入の加速化, 今後, 電気自動車などの導入なども具体的に年限が示されている中で, この 10 年を待ってまた次の計画ということではなく, 随時フォローアップをしながら, この期間にとらわれることなく, また次の見直しの必要性が生じた場合については, そこは柔軟に, この都市計画区域マスタープランのあり方についても検討を重ねていきたいと思っているところです。

○**太田委員(オンライン出席)** ありがとうございます。

今おっしゃられたことがこのマスタープランのどこかに, 言葉として入っていますか。取組の姿勢はよく了解していて, 評価させていただいていますが。

○**事務局** これについては, 都市計画区域マスタープランのさらに上位の計画である『広島県都市計画制度運用方針』に, 「マスタープランの見直し」について記載しています。(ビデオ越しに資料提示)

概ね5年ごとに行われる都市計画基礎調査に基づき, 著しい状況変化があった場合には, 随時見直しを行うということですが, これにより, 必要に応じて見直しを考えていきたいと思えますので, 都市計画区域マスタープランについてはこのままの内容とさせていただければと考えています。

○**太田委員(オンライン出席)** 了解しました。ありがとうございます。

○**藤原会長** 大変重要な御指摘, 議論だったと思います。

目標年次の人口フレーム, 産業フレームについては, それなりにバックデータがあってここに示されているわけですので, そこは, 本編ではなく, 参考として資料編に示すということの一つあると思います。

むしろポジティブに考えると、いわゆる行政境界にがちがちに縛られたような形のフレームを設定する時代では無くなりつつあって、今は圏域を跨いだ移動や、あるいはリモートワークというような武器も出てきて、都市のあり方が変わってきている中で、フレキシビリティを高めたという言い方もできないことはないと思います。

ですので、従来型の考え方を否定するものではないけれども、新たな方向性を示すという意味で、渡邊委員あるいは太田委員に御指摘していただいたようなことが伝わる形で示しておくというのが重要だと思います。

他に、オンラインで御参加いただいている方、御質問等ございましたら挙手をお願いします。

杉原委員、お願いします。

○杉原委員(オンライン出席) 今、渡邊委員や太田委員からお話が出たので、その後付けのような感じですが、私も人口のことが気になったのです。

確かに広島圏や東広島では、人口が余り減っていないように見えるのですが、その他の周辺地域、安芸津や竹原、江田島などは、人口減少が著しいのではないかと思います。

これが一つの圏域になっており、将来的には減ったものがそのままシュリンクしていくという予測で、広島中心部、東広島などとのネットワークを使い、その地域の活性化をキープする、というようなイメージでよろしいのでしょうか。よく分かりませんでしたので、その点を御説明いただければと思います。

また、以前にも申し上げましたが、これからカーボンオフを目指していく場合に、日本での発電は原子力が今は難しいところにあり、火力に頼っているという点において、いくら電化してもカーボンオフにならないという現状があります。

最近になり自然エネルギーが注目されていますが、日本は随分乗り遅れているところがあり、自然エネルギーになると、太陽光や風力発電、身近なところで発電が行われるようになってくると思うのです。

地産地消ということを考えれば、都市計画区域内でも、そういうエネルギー産出エリアのようなものができても良いと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○事務局 1点目ですが、人口減少が極端に進んでいる地域などについては、その状況も加味し、例えば資料1の102ページに、「川尻安浦都市計画区域」など個別に、都市計画の方針を示しております。このように、実情に合わせた形で都市計画を進めていきたいと考えています。

2点目に、都市の低炭素化については、都市の低炭素化に関する方針において、限りあ

るエネルギー資源を最大限に活用し、環境負荷の低減を図る方針を示しているほか、エネルギーの面的利用による効率的な運用を図る方針や、太陽光発電などの再生可能エネルギーの積極的な活用を図る方針などを示しており、低炭素の都市づくりに取り組むこととしています。

今後、エネルギー地産地消の観点などから、エネルギー生産の場所を都市計画上示していくことは重要と考えていますが、現時点で具体的に合理的な配置などを示せる段階にはないことや、個別施設の配置については、例えば風力発電において景観的な配慮も必要となることなどもございまして、市町あるいは県民の皆様方の御意見を調整しながら進めていければと考えているところです。

○杉原委員(オンライン出席) ありがとうございます。

お伺いしたいのですが、現在、太陽光発電が、結構なエリアで置いてあるところがありますよね。

あれは、都市計画区域ではなくて、田畑や、そういうエリアで設置されているのですか。設置していい場所という、何か基準、決まりがあるのでしょうか。

○事務局 設置場所に関して「ここでないといけない」というようなものは、特段ないものと考えています。

○杉原委員(オンライン出席) 設置したい人が自分の土地に置くということは、どこでも可能ということになるのですね。

○事務局 その自治体等で特段の制限・規制等をかけていない限りは可能だと考えています。

○杉原委員(オンライン出席) ありがとうございます。

○藤原会長 その他の委員の方々、いかがでしょうか。

村田委員、お願いします。

○村田委員(オンライン出席) 自然災害のことで少し気になったところがあります。安全・安心に暮らせる都市づくりの現状と課題と対策の両方について、地球温暖化の集中豪雨や震災を中心に示されているのですが、備北地域や北広島町など、中国山地の標高の高い地域の豪雪について、今年は地球温暖化が原因での豪雪がこれからも起こりうるということを見せつけられたわけですが、別にこれは初めてではなく、「三八豪雪(昭和38年1月豪雪)」を経験しているわけです。あれで、備北では挙家離村が起り、人口がどっと都市部に、あるいは里に降りてくるという現象があったので、初めてのことでないからこそ、そういうことが過去にあり、これからも先も起こるということは、現状と課題のところで触れておいたほう

がいいと思います。

実際に都市計画の中で、どのような対策がとれるのかというのは何とも言えないところがあるのですが、ここしばらくずっと暖冬で、除雪車などが仕事をせずに出てしまったみたいなことになっていましたが、これから先、北陸・東北であったようなことがここでも起こるのだったら何をしなければいけないのかというのは頭の中に置いておいたほうがいいと思いました。

○事務局 今、災害について、豪雪などについての御提案をいただいたところです。

今回の都市計画区域マスタープランでの、雪の扱いは非常に難しいところがございますが、雪に合わせたまちづくりを具体的に示すことが難しいため表現はしておりませんが、今後、人口減少などが進みますと、いわゆるコンパクトシティ、それぞれの規模あるいは地域に応じたコンパクトなまちづくりを進めていくようになると思います。

そうした場合に、雪が多い地域においては、豪雪が降ったときに様々な対応ができるようなまちづくりを念頭に置きながらそれぞれ進めていくものと考えています。

自然災害については、雪以外にもいろいろなものが考えられますが、今後、都市計画区域マスタープランのフォローアップを行う中で、どのように示すのか考えていきたいと考えています。

○村田委員(オンライン出席) ありがとうございます。

○藤原会長 その他の委員の方々、いかがでしょうか。

原田委員、お願いします。

○原田委員(オンライン出席) 今日は諮問ですので、細かい内容についてはもう議論済みということにさせていただければと思います。

エリアマネジメントと政策プロセスが私の専門ですが、政策のプロセス、立案・実行・評価の中で、今回は立案というところがすごく議論されたと思いますが、私自身のテーマの興味としては、実効性をどう担保していくかというところに興味があります。

こうしたプランはいつも実効性がないと兼ねてから指摘されているところですが、それはそれとして、それをどうやって市町の皆さんと共有し、どのように具体的な事業や成果につなげていくのかということについて、今後チェックしていくような仕組みがあるといいと思っています。

今までも、マスタープランで開発の抑制を示してきたところで、市町から申請があれば、こういう審議会が開発を許可してきたという実績があったと思います。

今後も市町が望むのであれば、マスタープランとは相入れないが許容していくのか、もしくはそれを思いとどまっていたかのように説得していくのか、もしくは違う第三の道を目指してい

くのか、具体的にこれを現場に落とし込んでいくときに、県としてどういうことができるかということについて、これから準備していただく必要があると思っています。

もう一つ、人口が減少するというのは兼ねてから分かっていることで、低機能化するところの機能を維持しようということがずっと、マスタープランのどのエリアにも書いてあるのですが、そうではなくて、もう低機能化を受け入れる必要があるではないかと思っています。

ですから、今後の展開として、低機能化するところを維持するのではなく、周辺の市町と連携して、その機能を広域で維持していくという方向の中に、県としてどのようなリーダーシップの発揮や議論の整理ができるのかということをお準備いただければ、今後、このマスタープランを現実に通していくときに、より実効性のあるものになると思いますし、本来なら「マスタープランにはこう書いてあるから、今こういう施策をやっています」と言えるのが一番理想ですので、その形に具体性を持てるように御準備いただければ良いと思っています。

○事務局 いろいろな御示唆をいただきましてありがとうございます。

まず、この都市計画区域マスタープランに掲げている各計画あるいは考え方の担保についてですが、今回のマスタープランはあくまで方針という形で示しています。

これらの具体的実行に当たりましては、ハード整備であれば実施計画、アクションプラン、また、市町の動きについては市町が立案する総合計画や都市計画マスタープランに従ってそれぞれ運用されていくものと考えていますが、その際、基本的に、こういった都市計画区域マスタープランを念頭に置いていただきながら作業を進めていただきたいと思っています。

また、実際のハード整備、まちづくりに対する規制については、都市計画法、我々が所管している法律等を用いまして、いろいろな規制を、時には緩和ということも出てくるかもしれませんが、それは地域や、その時その時の実態に応じてということはあると思いますが、ただ、この都市計画区域マスタープランで示した方針から大きく外れないように、それぞれの事業者あるいは市町と調整を図っていきたいと考えています。

また、2点目の地域ごとの拠点の今後の機能についてですが、それぞれの拠点、中枢拠点、中核拠点、広域拠点等々、さらには、今は「小さな拠点」などという言い方もしていますが、そういった地域の実情に応じた拠点がそれぞれ補完し合って、まちづくりあるいは今後の行政を進めていきたいと考えています。

そのような意味で、多極ネットワーク型のまちづくり、都市づくりということをお頭に、今後も進めていきたいと考えています。

○原田委員(オンライン出席) ありがとうございました。

○藤原会長 その他いかがでしょうか。

(質問・意見なし)

○**藤原会長** 大体出尽くしましたでしょうか。

(質問・意見なし)

○**藤原会長** そうしますと、特にこれ以上の御質問、御意見等はないということですので、いろいろ御示唆はいただきましたが、第1号議案から第3号議案につきまして、原案のとおり決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**藤原会長** オンラインの参加の皆様もよろしいでしょうか。

(異議なし)

○**藤原会長** 御異議がございませんので、第1号議案から第3号議案については原案どおりとさせていただきます。

本日の付議案件は以上です。

以上をもちまして本日の議事を終了したいと思います。ありがとうございました。

事務局に戻します。

○**司会** 藤原会長、ありがとうございました。

委員の皆様には、長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。

次回の審議会は令和3年7月の開催を予定しています。

調整次第御案内しますので、よろしく申し上げます。

3 閉会

○**司会** 以上をもちまして、第247回広島県都市計画審議会を閉会します。

本日はありがとうございました。

閉会 11:11

第247回 広島県都市計画審議会 委員名簿

R3. 2. 9現在

2条1項1号委員（学識経験のある者）

出席	氏名	役職名	摘要
○	しげ とう たか ふみ 重 藤 隆 文	広島商工会議所副会頭	
○	すぎ はら かず み 杉 原 数 美	広島国際大学教授 (オンライン出席)	
○	わた なべ かず なり 渡 邊 一 成	福山市立大学教授	
○	ふじ わら あき まさ 藤 原 章 正	広島大学教授	会長
	にし な だい さく 西 名 大 作	広島大学教授	会長代理
○	おお た いく こ 太 田 育 子	広島市立大学教授 (オンライン出席)	
○	むら た わ か よ 村 田 和 賀 代	県立広島大学准教授 (オンライン出席)	
○	はら だ ひろ こ 原 田 弘 子	内閣官房地域活性化伝道師 (オンライン出席)	

2条1項2号委員（関係行政機関の職員）

	氏名	役職名	摘要
○	こ だいら たく 小 平 卓	中国地方整備局長 (代理出席・オンライン)	
○	しお や しゅん いち 塩 屋 俊 一	中国四国農政局長 (代理出席・オンライン)	
○	かわ はら ぼた とおる 河 原 畑 徹	中国運輸局長 (代理出席・オンライン)	
○	すず き のぶ ひろ 鈴 木 信 弘	広島県警察本部長 (代理出席)	

2条1項3号委員（市町長を代表する者）

	氏名	役職名	摘要
○	いま え とし ひこ 今 榮 敏 彦	竹原市長 (オンライン出席)	
	よし だ たか ゆき 吉 田 隆 行	坂町長	

2条1項4号委員（県議会の議員）

	氏名	役職名	摘要
○	う だ しん 宇 田 伸	県議会議員	
○	き ど つね ひろ 城 戸 常 太	〃	
	おか ざき てつ お 岡 崎 哲 夫	〃	
○	とみ なが けん ぞう 富 永 健 三	〃	
○	まつ おか ひろ みち 松 岡 宏 道	〃	
○	なか はら こう じ 中 原 好 治	〃	
○	た がわ じゅ いち 田 川 寿 一	〃	

2条1項5号委員（市町の議会の議長を代表する者）

	氏名	役職名	摘要
○	やま だ はる お 山 田 春 男	広島市議会議長 (オンライン出席)	
○	ます だ よし こ 益 田 芳 子	府中町議会議長	(R2. 12. 10任命)